（本號八面）　（明治廿五年十一月廿三日　郵便信書省認可）　明治二十六年十月十三日　（定價金二錢五厘）

時事新報

時事新報は全國中紙面の最も廣き新聞紙なり

第三千七百八十五號
明治廿六年十月十三日　金曜日
舊曆癸巳九月四日　（癸未）

日出午前五時四十分
入午後六時五十三分
月出午前八時五十七分
入午前七時八分
滿潮午後七時二十三分
（西曆一千八百九十三年）

時事新報定價

時事新報は毎號八面乃至十二面にして詳細なる商況物價の報告あり其代價郵送料は左の如し

一號　貳錢五厘○一箇月　前金五拾錢○三箇月　前金壹圓四拾五錢○六箇月　前金貳圓八拾五錢○一箇年　前金五圓六拾錢○月曜日休刊（此他大祭祝日年始年末等一切休刊セズ）

●前金●　一旦受取りたる前金は凡て通貨を以て返戻する事なく新聞紙代の前金は新聞紙を以て又廣告料の前金は廣告を以て勘定する事と御承知被下度候

時事新報郵送料

一　日本國内並に朝鮮國京城、仁川、釜山、元山津　一箇月　金拾三錢

二　南亞米利加、中央亞米利加、米國若くは加奈陀を經て郵送する歐洲各國　一箇月　金六拾錢

三　北米合衆國、英領加奈陀、布哇諸嶋　一箇月　金三拾錢

四　香港を經て郵送する亞細亞諸港、太平洋諸嶋、濠洲　一箇月　金六拾五錢

五　露領浦潮斯德、清國諸港　一箇月　金三拾五錢

時事新報廣告料（前金）

一行五號活字廿四字詰	一日限	一日以上六日迄	七日以上
一行ニ付	十三錢	十一錢	十錢五厘

本社へ寄稿に付

東京府下を始め各府縣に通信社なるものありて是より各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を塡塞するより各社同一の記事を掲ぐるみと寡からず偶り時事新報社は社員並に通信員の多きを以て斯類の社に通信を依頼せずと雖も世間往々此事を知らずして通信社にさへ報道すれば本社にも其報道は達する事と信ずる方多きが如し爲めに行違ひを生じたる場合も寡からざれば本社に記事論説を寄稿せんとする方は直接に本社に向け發送あらんみとを請ふ

時事新報社に達したる投書の原稿は凡て寄稿者に返戻せず又本社に保存せず

時事新報

現内閣の前途

現内閣は來期の議會を如何に操縦して又その前途に如何なる困難を見る可きやとは近來談客の種々に想像を描く所なり蓋し民間黨派の中にも彼是の事情に制せられ多少の波瀾を起伏して隨て勢力の合同を妨るみともあらん歟なれども到底宿昔の志を抛ちて内閣を輔翼するを爲さゞるのみか世に軟化の風評を傳へられたる自由黨の如き其潔白を表せんとして却て攻撃の目的を変じ疑を容る可らず即ち政府は所謂立憲的に内閣を維持するの味方を欠くものにして唯超然脇目もふらず其地位を株守するの他に對議會の成算としてはなかる可し是れより先き政府は成る可く民意を容るゝと稱し既に地價修正案を呈出し又政費節減に着手して孜々汲々猶は足らざるを慎るゝの趣なれば追ては地租輕減を始め苟も民論なりとて叫ぶものは此一々みれを採用するに怠らざるみとならんなれども此一事に就ては爰に貴族院なるものありて其多數は先づ重きを持するの風なるが故に彼の地價地租論の如き假令ひ政府より提出して衆議院の可決を得るも貴院にては斷然みれを擯くるみとならん一院みれを肯んぜざれば以て法律となす可らず而して其然る所以は貴院の所爲にみそあれば民間黨が辛苦政府を攻撃せんとしたる論鋒も猶は歇なきに矢を放つが如く是に至りて唯茫然たるの外なかる可し即ち政府は衆議院に同意して民論を容るゝの姿を裝ひ貴院の否決によりて恰も自家の非難を他に嫁し右に左に八方美人となりて元老内閣の運命萬々歳なるを得可し此邊より推察すれば政府決して成算なきにあらず否方今の對議會策中唯一の妙案として見る可きもの〻如し

政府は見事民論の鋒を柳に受けたりとすれば民間黨は果して手を束ねて茫然たるの外なきかと云ふに我輩は決して然りと答へず抑も地價地租論の如き苟も國家の利害に着目する者は誰か其不可なるを知らざらん政黨者流も亦蓋し能く知る者なれども知りて而して之を唱ふる所以は唯政府が如何に之に應接し又如何に之が爲めに困却するやを試みんが爲めのみ元より目的にあらずして手段なれば既に地價地租論も攻撃の甲斐なく政費節減も思はしからずとせん歟手段は猶は他に乏しからざる中にも爰に最も有力なるは歳計豫算に對するの攻撃なり從來政府と議會とのあいだに衝突は豫算案中例の既定の歳出に屬する部分に於て特に激烈なりしと雖も其廢除削減は政府の同意を俟つ可き筈にして若しも双方の意志折合はざるに於ては結局豫算不成立となり前年度の豫算に從ふて政務を處理するみとなれば政府に取り迷惑は迷惑に相違なけれども亦忍んで忍ぶ可らざるにあらず安心決定して失態の譏にも頓着せず年々豫算不成立を甘んじて恰も議會を相手となさゞるときは政黨の對政府策は勢一變せざるを得ず即ち更に一層急激の針路を取り單刀直入一擊に効を期するみとならん其法は既定の歳出など云へる制限議決の部分をば其儘に擱きて自由議決に屬する部分に於て大削減を試む可し柔術の法に僅に二本の拇指を約せらるれば働くみとといふ自由議決の領分狹しと雖も之を約せられて忍ぶは容易のみとにあらず曾に拇指のみならず手足を縛せらるゝ程の困難もある可けれども政府は猶も既定歳出の部分に依頼して敢て頓着せざるみともあらん歟更に一歩を進めて民間黨は其平生の好惡に任せ例へば甲省乙省に向ひ偏に甚だしき削減を加へて狙撃的に迫るみとゝなる可し事みゝに至れば其所爲たるや議會の本分に戻るは勿論、故意に政務を妨害して傍若無人の振舞たるみと既に明白なれば如何に忍耐の元老と雖も依然として平氣なるみと能はず所謂堪忍袋の緒も切れて解散を命ぜらんと欲するも得ざるの勢に至る可し此の如きは議會の擧動として實に言語道斷惡童の惡戯と擇む所なき次第なれども本來地租地價論の如き妄論を唱へて以て攻撃の材料となす程にして且つ憂にも議會自から休會したるの例もあるみとなれば此邊の極度にまで進入せんは民間黨の敢て難しとする所にあらず而して其政毒の効力は彼の信任投票將た彈劾上奏案の比にあらざる可し

斯て政府はいよ〳〵議會を解散せんか假令ひ百方干渉を試むると雖も次で撰出せらる可き議員に又も非政府黨の多數を制せんは政界の實況に徴して明白なるのみかます〳〵過激無勘辨なる議員を增加す可しと云ふは外ならず議會は前の如く惡童の惡戯を戒れて亂暴至らざるなきときは少しく思慮ある者は漸く其班に列するを厭ひ勉めて當撰を避けんとするの有樣となりツマリ議員の人物に下落を來たして隨て其論ずる所もます〳〵穩當を欠くみとならん解散又解散幾度するも政府の勝手なれども其都度議員は下落又下落して唯始末に困却するあるのみ議員の始末は猶は可なり此間に於て政府部内は果して能く一意同心偏に民間黨の不穩を咎めて敢て當局者に向て云々する者なきや否や其云々に應接するにも亦彼の民間黨に應接するが如く平氣無頓着なるを得るや否や我輩の辯を俟たずして讀者の既に知る所なる可し左れば政府の對議會策は時に其圖に中りて多少の波瀾を潛り去るも大體の方向は之を挽回するに由なくして柳に受ける軟政略は却て後日の仇となり前途の多難實に想見に餘りあるが如し我輩の餘所ながら遺憾とする所にして其平生の伎倆は敢て信任を置くと雖も此一事に至ては唯每度鄙言の容れられざりしを惜むの外なきのみ

官報

○内務省告示第四十五號

東京市下谷區西町三番地紅林由太郎方寄留

一書生　愉快節　田中浩哉　發行

右出版物ハ安寧秩序ヲ妨害スルモノト認ムルヲ以テ其發賣頒布ヲ禁止ス

明治二十六年十月十二日　内務大臣伯爵井上馨

○遞信省告示第二百二十八號

廣嶋縣下安藝郡吉浦村字狩留賀及同郡江田嶋村字先早瀬ノ沖ヘ設置ノ海底電信線浮標修繕竣工ニ依リ舊位置ニ復ス

明治二十六年十月十二日　遞信大臣伯爵黑田清隆

雜報

○商法の解釋、實業家の迷惑　官民とも紫雜の法律に不慣なる今日、一朝に幾百幾千條の新法を施行せば實業家の混雜と迷惑は一方ならざるべき事、勿論世人の待設ける所なれども其實際に至ては又今更の樣に思はれて實業家の苦情寡からず是れも其一例なるべし過般商法第二百十二條の「株金拂込ノ期節及方法ハ定款ニ於テ之ヲ定ム云々」の項中期節の二字に關し農商務省と東京商業會議所民法商法調査委員との間に解釋を異にし農商務省は期節の文字を狹く解釋して年月日に限るものとし委員は之に反して廣き意義に解し期節とは獨り年月日のみならず社業の擴張、會社の災厄若くは株金拂込必要の期節をも意味するものとし双方の意見折合はず農商務省は法制局の意見も亦斯の如しとて固く執て動かざるより委員等は法制局長を訪ふて同局の解釋を質問したるに局の意見は農商務省と同じからざる事判然したれば委員等は局の意見、省と同じからざるを確かめ同省に就き種々意見を申出し委員の不當を悟りしならんも節の一部なり當省は當る事なしと申出し委員其説の一歩を進めたる左れど農商務省の官吏は東京株式取引所の證據は東京株式取引所の願するに當り資本を僅か十萬圓を拂込せしめ殘額を拂込せしむる事としたれども定むるに非ざれば不足は素と信用を重んずる商業上の損失寡からず折角取引所が其責任を增したるのみ實際用途上の損失寡からず折角取引所が其責任を重くするに省の意見今日の如くばかりしは商業上の安全を期するに如くなしと明白なれども其説の一歩を進めたるの要なし斯て同省の前議は期節の一部なり當省は當る事なしと申出し委員